

国民生活審議会消費者政策部会
第11回消費者団体訴訟制度検討委員会
議 事 録

内閣府国民生活局消費者企画課

第11回消費者団体訴訟制度検討委員会

議 事 次 第

日 時 平成17年2月21日（月） 10:00～12:00

場 所 中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室

1. 開 会
2. 消費者団体訴訟制度に係る論点整理—適格消費者団体の要件—
3. 閉 会

配布資料

資料1：消費者団体訴訟制度に係る論点整理—適格消費者団体の要件—

資料2：「消費者団体訴訟制度に係る論点整理—適格消費者団体の要件—」に関する
意見（小塚委員意見）

資料3：日本経団連提言「『消費者団体訴訟制度導入』に関する基本的考え方」に
ついて（大村委員・齋藤委員提出）

国民生活審議会消費者政策部会

消費者団体訴訟制度検討委員会 委員名簿

(敬称略、50音順)

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	岩佐 朱美	社団法人消費者関連専門家会議理事
	上原 敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授
	大河内美保	主婦連合会常任委員
	大村 多聞	三菱商事株式会社理事
	鹿野菜穂子	立命館大学法学部教授
	川本 敏	独立行政法人国民生活センター理事
	小塚荘一郎	上智大学大学院法学研究科助教授
	齋藤 憲道	松下電器産業株式会社法務本部 法務グループマネージャー
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	角田真理子	明治学院大学法学部 消費情報環境法学科助教授
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	長野 浩三	弁護士
	坂東 俊矢	京都産業大学法務研究科教授
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	三木 浩一	慶應義塾大学法学部教授
御船美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授	

国民生活審議会消費者政策部会

消費者団体訴訟制度検討委員会 出席者名簿

(敬称略、50音順)

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	岩佐 朱美	社団法人消費者関連専門家会議理事
	上原 敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授
	大河内美保	主婦連合会常任委員
	大村 多聞	三菱商事株式会社理事
	鹿野 菜穂子	立命館大学法学部教授
	川本 敏	独立行政法人国民生活センター理事
	齋藤 憲道	松下電器産業株式会社法務本部法務グループ マネージャー
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	角田真理子	明治学院大学法学部 消費情報環境法学科教授
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	長野 浩三	弁護士
	坂東 俊矢	京都産業大学法務研究科教授
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	三木 浩一	慶應義塾大学法学部教授
	御船 美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授

事務局 田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、鈴木室長、大高課長補佐、松下課長補佐

○山本委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから第11回「消費者団体訴訟制度検討委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、早速、議事に入ります。

本日は、「適格消費者団体の要件」について御議論いただきます。

まず、事務局より資料の説明をお願いします。

○鈴木室長 それでは、お手元の資料1をご覧ください。

本日は「適格消費者団体の要件」ということで御議論いただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。「1. 基本的考え方」でございます。

①にございますように、適格消費者団体の要件は、消費者利益代表性、訴権行使基盤、弊害排除の3つの観点の基本となります。

そして、②におきまして、具体的な適格要件の設定に当たりましては、差止請求が社会的、経済的にも大きな影響を与えるものであることを踏まえ、明確かつ適切な基準とする必要があるということでございます。

なお、括弧に書いてございますが、事後的担保措置、制度の濫用防止措置など、本日の議題は密接に関わるものですが、これらの問題、そして、適格性の判断を誰がするかという問題は、次回の検討委員会で御議論をお願いしたいと考えております。

3ページをお願いいたします。

「2. 適格要件の具体的な在り方」ということで「(1) 法人格、団体の目的」でございます。

まず、①にございますように、適格消費者団体となる法人は、消費者全体の利益擁護を目的としている必要があるということでございます。そして、営利を目的とする法人については、除外する必要があるということでございます。

②にございますように、このため、消費者問題とは異なる分野を目的とする法人、あるいは特定の者の利益擁護や団体の構成員の相互扶助を目的とする法人は、適格団体から除外される必要があるということで、幾つか例示させていただいております。

③にございますように、消費者問題のうち特定の分野、金融ですとか賃貸借分野に限って活動する法人でも、消費者全体の利益擁護を図ることを目的としていると認められるものについては、適格団体から除外する必要はないのではないかということでございます。

④にございますが、なお団体の目的の要件を規定する際には、差止請求権の公正・的確な行使を確保する観点から、法人が行うべきでない活動として、定型化・類型化できるものがあれば制限すべきではないかということ、これも併せて検討する必要があるのではないかということでございます。

なお、4 ページの方へ「イメージ例」ということで、これからあともイメージ例というのが幾つか出てございますが、これは制度をつくり、そして運用していく上で、この程度の水準のものを念頭に制度をつくり上げ、そして運用していったらどうかということで、例として提示させていただいております。法律に、このとおりにぴたり書くということではありませんで、あくまで水準ということで御議論をいただきたいと思います。

続きまして、13 ページをお願いいたします。「(2) 活動実績」でございます。

①にございますように、消費者利益代表性を有すると認められるためには、単に定款に形式的に消費者全体の利益擁護と書いてあればいいというものではございませんで、実際の事業内容が不特定多数の消費者を対象としている等の実質を備えている必要があるということで、あくまで、目的と事業内容を照らし合わせて判断するというところでございます。そして、これらの事業が法人の主たる活動として、相当期間、継続的に行われていることも必要ということでございます。

②にございますように、消費者利益代表性を有するためには、構成員の事業内容ではなくて、あくまで当該法人自身の事業内容に基づいて、活動実績の有無を判断するのが適切ではないかということでございます。

③にございますように、なお、この活動実績については、十分な訴権行使基盤を有すること、そして、企業恐喝を始め、不当な目的を有した団体等ではないことをチェックする上でも重要な指標であり、こうした観点も含め、適切な要件化を図る必要があるのではないかとということでございます。

続きまして、19 ページをお願いいたします。「(3) 人的基盤、財政基盤、組織運営体制」でございます。

「①基本的考え方」の、ア.にございますように、差止請求権が的確に行使されるためには、適格団体は、対象となり得る事案に関する情報の収集や分析、事業者に対する事前交渉や差止請求、消費者への情報提供など、一連の活動を適切に行うことが必要ということで、一連の活動のイメージとしては、20 ページに掲げてございます。

イ.にございますように、適格消費者団体は、こうした活動が確実に遂行される基盤として、適切な組織運営体制、人的基盤、財政基盤を備えていることが必要ということでございます。

ウ.にございますように、実際、制度を運用していく上では、こうした組織運営体制や人的基盤などが備わっているということを事業規程に書き込んでいただいて、それを適合性の判断主体が判断するということになるかと考えております。

23 ページをお願いいたします。②の「組織運営体制」でございます。

ア.にございますように、差止請求権を的確に行使するためには、適切な組織運営体制の下で、健全で透明性の高い事業運営が行われている必要があるということ

で、具体的には、イ.にございますように、まず一連の活動を行う部門等が明確である必要があるということでございます。

そして、2番目のポツにございますように、それらの検討を行ったりする部門が、団体の最終的な意思決定を行う機関と明確に分離されている必要があるということでございます。

3番目にございますように、独自の事務局、そして所要の職員が必要ではないかということでございます。

また、ウ.にございますように、情報管理・情報公開の面で、最初のポツにございますように、一連の活動で色々知り得た個別具体的な情報は、適切に管理するとともに、2番目のポツにございますように、一方で事業運営の透明性を確保するために、事業活動に関する一定の情報開示をきちんとする事と。

そして、3番目のポツにございますように、監査等により事業運営の健全性が担保されていることが必要ではないかということでございます。

なお、情報開示の問題等につきましては、次回検討委員会において、詳しく議論していただく予定でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。「③人的基盤」でございます。

ア.にございますように、差止請求権を的確に行使するためには、消費者被害の実情に精通するとともに、法的な分析が必要ということで、消費者問題、法律問題についての専門知識や経験を備えた人材確保が必要ではないかということで、イ.にございますように、消費生活相談員や弁護士、司法書士等の専門家が想定されるのではないかとということで、これらが確保されていることが必要ではないかということでございます。

35ページをお願いいたします。「④財政基盤」でございます。

ア.にございますように、差止請求権を的確に行使するためには、活動が継続的に遂行される必要があり、運営経費や訴訟に要する費用など、一定の費用が必要ということで、十分な財政基盤が必要ということでございます。

なお、この財政基盤については、事業運営のための必要な資金の額ですとか、調達方法、運営状態などから総合的に判断すべきものであり、ボランティアの協力や他団体からの寄附も考慮されてよいのではないかとということで、イメージ的には36ページの最初の○にございますように、年間ベースのフローで赤字の見込みがないこと、2番目の○にございますように、ストックベースで見ても債務超過でないことと、また、3番目にございますように、寄附金やボランティアを予定している場合には、その見込みが確実であること等をイメージしております。

続きまして、41ページの「(4) 団体の規模」でございます。

①にございますように、団体の規模については消費者利益代表性を判断する基準の1つという考え方や、訴権行使基盤を判断する基準の1つであるという考え方が

あり得るということをごさいますして、このうち、②にごさいますように、訴権行使基盤という観点につきましては、これまで見てきましたように、消費者問題や法律問題についての専門的知識、経験を備えた人材の確保や情報の収集・分析体制、これらを支える独自の事務局等が整備されていることが重要と考えられるところで、団体の構成員数ではなくて、体制面での整備が十分図られているかをもって、団体の規模が、必要と考えられる趣旨を満たしているかを判断すべきではないかということをごさいます。

③にごさいますように、消費者利益代表性という観点につきましては、この団体訴訟制度が、特定の者、団体の構成員の利益擁護ではなくて、消費者全体の利益擁護を目的としたものであることを考えますと、活動自体が消費者全体の利益擁護のために積極的に展開されていることが重要と考えられます。

したがって、団体の構成員数ではなくて、活動実績において、それが積極的に展開されているかということ、受益範囲ですとか、規模などが十分なものとなっているかをもって判断すべきではないかということをごさいます。

続きまして、43ページをお願いいたします。「(5)事業者等からの独立性」をごさいます。

①にごさいますように、適格団体が特定の事業者、事業者団体の影響下にある場合は、事業者の不当な行為に対して十分な対応が期待し得ない、あるいは、競合事業者に対する不当な訴えが提起されるおそれがあるなどの問題が想定されるところでして、事業者等からの独立性を要件とする必要があるということですが、

②にごさいますように、この要件について、論点整理をさせていただいております。

まず、影響を排除すべき「事業者等」について、どう考えるかということですが、まず営利を目的とする事業者等からの影響は、これはやはり排除する必要があるのではないかと、また、非営利の事業者、括弧の中に色々書いてごさいます、こうしたものからの影響も排除すべきと考えるべきかどうかということをごさいます。

次に、そうした事業者からの「独立性」についての考え方、ごさいます、独立性については、やはり適格消費者団体の役員が意思決定等を適切に行い得るかが、何よりもポイントではないかということにして、そうした適切な意思決定を担保できる仕組みをつくる必要があるのではないかと、具体的にア.にごさいますように「事業者等」を役員から外す、あるいは、イ.にごさいますように「事業者等」が役員の過半数を占めたり、代表権を有したりしないようにする等の仕組みが考えられるのではないかと、

一番下のポツにごさいます、以上のように役員のところ、意思決定を抑えることに加えて、果たしてその他にも必要があるかということ、適格消費者団体の構成員、これは社団法人、NPO法人の社員ということ、要は議決権を持っている

人をイメージしておりますが、そうした構成員ですとか、あるいは、まさに団体の職員などについても、果たしてそうした制限を設ける必要があるのかどうかということでございます。

44 ページをお願いします。③にございますように、事業者等の対象をどう考え、また役員の構成等をどう規律するかについては、色々な組み合わせが考えられるところですが、他の立法例も参考にしつつ、制度の趣旨、消費者団体の実態・在り方を総合的に勘案して、検討するのが適当ではないかということでございます。

また、④にございますように、役員構成等、言わば仕組みとして恒常的に担保するという論点でございますが、そのように確保していても、個別ケースによっては理論的には一部の役員と不当行為を行う事業者等の間に利害関係が生ずる場合というのは、例えば括弧にございますように、役員が当該事業者等の役員をしている場合などが想定されるところですが、こうした場合の弊害を排除することについては、どう考えるべきかということでございます。

⑤にございますように、なお、消費者団体の中には、活動資金の確保などのために事業を行っている団体もありまして、これにつきましては、消費者全体の利益擁護という目的の遂行、差止請求の交渉を始めとする、こうした目的の遂行にあくまで支障のない限りにおいては許されるものではないかと考えられるところでございます。ただし、この場合も、その事業と同種の事業を行っている競合相手等に対し、不当な差止請求を行うといった弊害が生じないような仕組みとすべきではないかということでございます。

最後に、47 ページをご覧いただきたいと思います。「(6) 暴力団等反社会的存在の排除」でございます。

①にございますように、差止請求権を行使しようとする適格団体が暴力団などの反社会的存在の支配下にある場合には、正当な権利行使を装って事業者等に不当な要求を行うことが想定されるところでして、このような反社会的存在からの独立性を要件とする必要があるということございまして、②にございますように、こうした弊害につきましては、他の立法例では、最初のポツにございますが、暴力団等が法人の活動を支配したり、役員となったり、業務に従事しないようにする。あるいは、役員から一定の刑罰に処せられてから一定期間を経過しない者を除く等の法人の実態に着目した規制を設けたり、役員の欠格事由規定等を整備して対応しているところでありまして、団体訴訟制度におきましても、これらを参考にしながら適切な要件を設定する必要があるのではないかということでございます。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を受けまして、御審議をいただきたいと思います。

資料1の目次をご覧いただきますと、2. で(1)から(6)まで論点を整理し

て掲げております。それぞれのパーツが密接に絡むものと思いますので、まずは全般について自由に御意見をいただきまして、その後、議事の進行に応じて出された論点、あるいは（１）から（６）までの要件ごとに議論を深めていきたいというふうに考えております。

それでは、全般につきまして、御自由に御発言をお願いいたします。

長野委員、どうぞ。

○長野委員 長野です。

全般的にはよく整理されていると思いますけれども、まず、３ページの「法人格、団体の目的」なんですけれども、これについて、いわゆる生活協同組合を除外する必要があるとしていることについて、一言申し上げたいと思います。

消費者全体の利益擁護という場合の「全体」という意味なんですけれども、これは具体的には特定少数の、例えば何人かの消費者、固有の利益を守るものではないという意味だろうと思います。生活協同組合の場合は、特定の組合員等の生活の向上というふうなものが目的とされておりますけれども、ただ、一般には広範な範囲を持っておりまして、しかも、潜在的に自由に出入りできるというふうな性質にあると思います。

実際に、生活協同組合ないしは生活協同組合連合会が行っている提言とか、食の安全であるとか、契約の安全などの諸活動からすると、現実に消費者全体のための活動と重なっているというか、それをまさに行っているところが多いと思います。また、本審議会においても日本生協連の方から品川専務が委員として参加しておられるのは、生協連が日本の中で紛れもなく消費者団体だというふうに認識されていることからだろうと思います。ですから、この生活協同組合を省くというのはどうかというふうに思います。外国の立法例でも、たしかフランスでも事業の排除はありましたけれども、生協は入っていたかと思います。その点が、まず１点です。

これは、法人の目的の面からの生活協同組合、生活協同組合連合会の制限ですけれども、また生活協同組合、生活協同組合連合会が団体の構成員になれるかというのは、また別の問題だろうと思いますので、それはそこのところで申し上げたいと思います。

あと、13ページの「活動実績」のところでございます。

ここで、相当期間の現実の活動が要件とされておりますけれども、この相当期間については、どの程度を予定しておられるのかというのは事務局の方にもお伺いしたいところです。私の意見としては半年から１年程度の活動実績があれば十分ではないかというふうに思います。

また、これは法人自身の事業内容に基づいて、活動実績の有無を判断するというふうに②でなっておりますけれども、この消費者団体訴訟については非常に行うのに負荷が大きい事業であるというふうに考えております。今まで何回も出ておりま

すように、「全体」のために行う。そこで一定の収入が得られるかという点、それは得られない活動であります。そうだとすると、1つの消費者団体で行うには非常に負荷が大きい。ですから、現実には東京の方であるとか、関西の方であるとか、既存の消費者団体が連合する動きが出てきておるようではありますけれども、そういった場合に、これまで消費者保護活動について一生懸命やってきた構成団体の活動を一切考慮しないのはどうかというふうに思います。ですから、主な構成団体について、これまでの活動実績を判断するというふうにした方が現実的であるし、具体的にも妥当ではないかというふうに思います。

23 ページですけれども「②組織運営体制」についてであります。これについて団体の意思決定を行う機関、理事会等と実際の検討を行う検討委員会とでも言うのでしょうか、それが明確に分離されていること、というふうなことが挙げられておりますけれども、これは理論的には分離する必要は特にないのではないかと思います。具体的には、理事会で検討できれば、それはそれでいいのではないかというふうに思います。ここを分けておられる趣旨が、もう一つ私自身理解できなかったもので、もし明確な理由があるのであればお教えいただきたいと思っております。

情報管理等については、次回ということですが、これは次回で結構です。

あと 29 ページの「③人的基盤」なんですけれども、ここで言う専門家の確保の「確保」の意味ですけれども、これには提携するとか、あとボランティアで参加していただくとか、当然構成員として参加する、そういった広い形で確保、単に構成員となっているというだけではなくて、提携、ボランティア、それから構成員として参加、そういった広い形を含むというふうに理解してよろしいのかどうか。それが妥当だと私は思いますけれども、それについてもお伺いしたいと思います。

次に 35 ページの「④財政基盤」についてですけれども、ここで挙げられております、ボランティアの協力を得たり、他団体からの寄附を利用することが考慮されるということについては、私自身賛成です。

実際にも、たしか特定非営利活動法人企業責任フォーラムが運営している消費者基金のような動きがありますし、また実際の多くの消費者団体では会員のボランティアによる活動で支えられているのが実情だと思いますし、それで継続的な活動がなされていく見込みがあるのであれば、このような要件でいいのではないかというふうに思います。

次に、41 ページの「(4) 団体の規模」ですけれども、これまでは構成員数のこともありましたけれども、今日事務局から出た案では、構成員数ではなくて体制であるとか事業内容であるとか、そういった内容で規模に求められる趣旨が満たされているかどうかを判断するというやり方が挙げられておりますけれども、これは1つのやり方であろうと思っておりますし、特に反対するものではありません。

ただ、もし人数要件を定めるとするならば、実際の活動がやはり消費者利益を代

表しているかどうかという点が重要であろうと思いますし、また消費者団体の中には構成員を持たない財団法人も含まれておりますので、定めるとすれば今まで私が申し上げていますが、100人程度で妥当ではないかというふうに考えております。

43ページの「(5) 事業者等からの独立性」ですけれども、まず影響を排除すべき事業者等についてですけれども、これについては営利団体は排除することについては異論はありません。ただ、「事業者」と言った場合に、消費者契約法上の事業者一般を全て指すとなると問題であろうと思います。消費者契約法上の事業者は、皆さん御存じかと思えますけれども、団体はすべて入りますし、しかも個人で事業を行っているものはすべて入ります。私も弁護士をやっていますが私も入りますし、農家の人も入りますし、その辺の商店主のおじさん、おばさんも入りますし、こういった方々が消費者運動をやりたいというときに、消費者団体の役員になれないというふうな事態というのは、果たして妥当であろうかというふうに思います。

こういった、特に個人事業主については、一方で消費者契約法上の事業者という立場ではありますけれども、他方でこの方々は消費者であることも間違いありません。私も消費者の一人だと思っております。

ですから、理論的にも、それをすべて排除するのはどうかというふうに思います。

事業を行っていることと、消費者団体に参加して、消費者利益を守ろうとするということというのは、また別の活動というふうに理解できると思いますので、それを一緒にして議論するのは妥当ではないというふうに思います。むしろ、そういった形でそのものを行っている事業との関連で弊害が生じるような場合は、濫訴の防止であるとか、そういった別の面で整理すべき問題であろうというふうに思っています。

あと、確認ですけれども、ここは営利事業団体である会社の役員は、当然事業者ではないというふうに理解していいと思っておりますけれども、その点も念のためにお答えできればと思います。

次に、独立性についてのことですけれども、先ほど申し上げたように事業者と言っても、消費者の権利擁護の活動に参加する目的というのは、自らの事業とは基本的には関係がないであろうと思います。個人の場合は、一方で消費者であるのも先ほど申し上げたとおりですので、そういった場合に、個人事業主であるとか、非営利団体がこういった消費者団体に参加する場合に、特定の制限は要らないのではないかというふうに思います。

ですから、ここに挙げられております「ア. 『事業者等』を役員から外す」それから「イ. 『事業者等』が役員のお過半数を占めたり、代表権を有したりしないようにする」というのも、この事業者が営利団体のことを指しているということであれば、それはそれで結構かと思えますけれども、それ以外を、それ以上に広げるとい

うときは、こういった要件は入れるべきではないというふうに思います。

また、先ほど生協の問題が出ましたけれども、生活協同組合、それから生活協同連合会については、現実に行っている活動、それから実際上の機能からしても、消費者利益を擁護する活動をしていることは明らかだと思いますので、生協、生協連は構成員として参加できるというふうに理解すべきであろうかと思いますが、この影響を排除すべき事業者等には入らないというふうに考えた方がいいと思います。

④のところですがけれども、ただ、個別具体的な案件で確かに弊害が生じることというのはあるかと思いますが。例えば、私は某保険会社の仕事をかなりたくさんやっているわけですが、一方で消費者団体の役員もしております。その場合に、その保険会社に対して、例えば団体訴訟を行っていきこうというときに、私が理事として議決に参加できるかということ、それはやはりすべきではないだろうと思いますし、そういった実質的な利益相反が起こる場合については、議決権の停止といった措置を考慮すべきだろうと思いますけれども、それで十分ではないかというふうに思います。

⑤については、事業活動は消費者団体が財政を確保していく上で当然必要ですし、事業活動ができるということについては賛成です。

ただ、その後の事後的担保措置等、競合相手に対して不当な差止請求を行うといった弊害が生じないように、という中身ですが、これについても基本的には濫訴の防止、濫訴の抗弁であるとか、あとは確かに事後審査において審査すること自体は考えられてもいいのかなと思いますけれども、そういった形で対応すべきだろうと思います。

ですから、「(5) 事業者等からの独立性」については、私の意見をまとめますと、営利団体が構成員になれないというふうにすればよいのではないかと思います。あとは、濫訴の防止であるとか、事後審査でのチェックであるとか、あとは実質的な利益相反の場合の議決権の停止であるとか、そういった形での対応をすればいいのではないかというふうに考えております。

この「(5) 事業者等からの独立性」も含めて、要件審査については、特に組織体制については実質的な判断がかなり影響してくると思います。要件をかちっと決めるといっても、杓子定規に全部細かいところまで決めるといっては、なかなか不可能だと思いますので、次回の検討課題になろうかと思いますが、適格団体認定の仕組みと関係すると思いますけれども、そこで事業者団体からも委員を入れて、そういった認定委員会のような諮問機関を作るなりして、目的、実績、そういう人的基盤等の内容を考慮した上で、事業者も入った上での要件の実質判断をしていく形で不当な弊害排除というのは、できるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

多岐にわたる御意見、御質問をいただきました。事後の審議を円滑に進めるという観点から、幾つかの御質問が出されていたと思います。その質問にお答えいただいて、この資料の趣旨について正確な理解を、共通認識を持った上で議論を進めたいと思いますので、事務局の方からお答えいただければと思います。

○鈴木室長 まず、23 ページの意思決定を行う機関の明確な分離と書いた趣旨ですけれども、これは、例えば卑近な例では、金融機関とかでよく営業と審査の分離ですとか、あるいは政府の行っている第三者機関的なものでも、いわゆる判定部門と最終的な審判部門を分けるというのを規定しているものが多いございまして、これになったというのが1つと、何よりもやはり最終決定は、訴権を行使するかどうかというのは理事会、役員のところ決定していただくことになるとは思いますけれども、先ほどの「(5) 事業者等からの独立性」のところと絡みますけれども、一応事務局の発想としては、役員のところ、何よりも構成を適正にすることなどによって、事業者性の排除というのを抑えようとしていると。

ですから、理事会の構成を適切に抑えるという意味で、それと裏返しですけれども、理事会というものの独立性をやはりきちんと保たなければいけないという趣旨でここは書いてございます。

最後の方の、「(5) 事業者等からの独立性」のところ、役員以外に入るのかというところなんですけれども、これにつきましては、既存の立法例をまずご覧いただきたいと思うんですけれども、例えば、45 ページをお願いしたいんですけれども、立法例では幾つかパターンがあるんですけれども、例えば参考 11「独立行政法人通則法」と書いてございますが、これは今、国民生活センターを独法化しまして、ここに書いてございます特定独立行政法人以外の独立行政法人というのに当たるんですけれども、これにつきましては、国民生活センターの役員は営利目的の団体の役員となり、自ら営利事業に従事してはならないということで、つまり対象事業者の役員がまさに国民生活センターの役員の中に入ってくるというのを、ある意味排除するような規定になってございます。

一方、参考 12 にございます「住宅の品質確保の促進等に関する法律」も例示させていただいておりますけれども、これはやはり政府が第三者機関として認定している評価機関、こういう例も多いございまして、これにつきましては、二号の真ん中の方に色々線を引っ張っている箇所を見ていただくとわかりますように、登録申請者の役員に占める関連事業者の役職員の割合が2分の1を超えない、つまり、関連事業者も役員だけではございまして、職員まで広くとらえた上で、ただ、役員の全部から排除するというわけではございまして、役員2分の1以下ならいいというような抑え方の規定になってございます。

また、参考 13 にございますように、こういう規定も結構あるんですけれども、

役員、職員の構成が適正ということで、なかなか上の2つの例みたいに一括りに、一律に決められないときは、ケース・バイ・ケースに委ねているという例も多うございます。

活動実績の相当期間につきましては、これはやはりこの場でまさに御議論いただくというのが基本だと考えております。

人的基盤の確保につきましては、一応事務局の考え方では構成員、つまり会員と言いますか、議決権を持っている構成員とは必ずしも限りませんで、まさに確保ということで、契約などできちんと従事してもらうことが確保されていればいいという考え方に立っております。

以上でございます。

○山本委員長 長野委員、大体よろしゅうございますか。

○長野委員 1点だけ、理事会の独立性を保つ趣旨のところですけども、これは実質的に検討委員会で専門家が入って検討して、例えば事業者等が入らない理事会で議決の公正さを担保するということですけども、正直申し上げて最終意思決定機関である理事会に専門家がない場合、例えば事業者である弁護士がない場合は、実質上多分決定はなかなかできないというふうに私自身の経験からも思います。

ですから、理事会に事業者が全く入らないという、事業者である弁護士なり司法書士という専門家が入らないというのは、なかなか現実に議論をきちんとやっていて、理事会として自信を持って決定するということが確保できるのかというのは、非常に疑問に思います。

その点だけ申し上げたいと思います。

○山本委員長 それは理事会のメンバーとして入るということですか。

○長野委員 メンバーとしてです。

○山本委員長 わかりました。

あと、生協の関係は、資料では、生協は特定多数者の利益擁護を行っているという整理をしていると思うんです。その上で、では、特定多数のものは何でも除外するか、それとも生協だけは理屈を超えて、実績があるからとにかく入れることにするか、その辺がこの問題との関係では議論しなければいけない点であろうというふうに思います。

さらに、御審議をお願いいたします。上原委員、どうぞ。

○上原委員 これは、まず議論の前提だと思うんですけども、今回のペーパーには必ずしもきちんと示されていないので申し上げておきたいんですが、法人格を要求するということは中間まとめでも、そういうことになったと思うんですけども、それ自体がここには出ていないわけです。つまり、1ページのところでは、団体の要件という基本的な考え方というようなことで書いてあって、3ページのところになると、いきなり適格消費者団体となる法人はというようなことで、何となく法人

でなければならないんだというのは読めるんですが、やはり法人格が必要だということはどこかに押さえておかないといけないのではないかと思いましたが、この段階の議論のペーパーとしては要らないのかもしれないんですけども、最終報告書になる前提で考えますと、その点はきちんと書いておいていただきたいと思いません。

もう一点ですが、先ほど長野委員の意見でも出てまいりましたが、13ページの「活動実績」との関係で、②のところですか。団体そのものの事業内容、法人の事業内容が問題であるということでありますが、事業内容をどうとらえるかということでも変わってくるかと思いますが、いわゆる上部団体のようなものではだめだという趣旨なのかどうか、質問したいわけです。つまり、活発な消費者保護活動をしている団体が集まって上部団体をつくって訴権の行使のような負担の大きい、しかし、そう頻繁にやるものではないような活動は、まとめて上部団体が行うと。そういうような場合は、これは排除されてしまうのかどうか。

例えばドイツの例などを見ましても、そのような団体を排除することは適切ではないと思いますが、まず原案として、その点をどう考えているのか、この点の御説明をお願いしたいと思います。

○山本委員長 これも御質問が含まれていたと思いますが、可能な範囲でお答えをいただければと思います。

○鈴木室長 法人格のところにつきましては、一応制度の骨格で合意されているということで、あえて今回御議論いただくものではないのかなということで、特出しはしなかったところでございます。

活動実績でございますが、これにつきましては、こう記述している理由は、やはりその団体自身がまさに組織としてしっかり利益代表性を担える体制にあるということを見るためには、確かにどうとらえるかという問題はあると思いますが、団体として有機的に機能しているかというのを見る必要がございますので、このように記述させていただいております。勿論、それを実態的にどう見るかという問題はあるかと思っております。

○山本委員長 よろしいですか。長野委員の御指摘、上原委員の御指摘は、御意見も含まれていたと思いますので、それはテークノートさせていただきます。

ほかの委員の皆さんいかがですか。

坂東委員、どうぞ。

○坂東委員 ありがとうございます。何点か全体の中でお聞きしたいことがあるんですが、まず第1点として会員数ではなくて体制面からきちんと評価をしようとする姿勢で、この文書が書かれていることは、私はとても歓迎したいというふうに思います。

その上でですが、既にもう議論のあります13ページの「活動実績」の②の部分

の法人の構成員の事業内容について、私も今までの御意見と同意見であるということをつけ加えたいと思います。

とりわけ、20ページの<イメージ例>などを見ますと、情報収集などで、その構成員であるとか、あるいは他団体からも情報収集をしなければ、実質的活動ができないとしながら、活動実績の評価については、そうした活動を評価しないというのは、私は矛盾があるというふうに思いますので、この点については、少なくともその部分の活動実績も、評価すべきである。構成をどうするかはまた別問題だと思えますが、活動実績としては評価すべきであると、強く申し上げたいと思います。

それが第1点です。

全体の文書の言わばトーンということを通じての課題でもありますが、恐らく適格消費者団体を目指している各地の消費者団体にどれだけのことをやれば、具体的に訴権団体として認めてもらえるのかという視点を提供するということが大変重要なポイントかなというふうに思います。

その意味でいくと、例えば独自の事務局という言葉とか、所要の職員という言葉は、ある意味では大変重要な言葉であると思いますが、適格消費者団体になるためには、全体としてここで書かれているすべてのことをクリアしなければいけないのかどうかというのは、とても大きな課題です。

先ほど20ページを挙げましたが、この程度の活動をイメージという形で例を書かれているというふうに御説明があったので、この程度の活動という意味は、どう理解するのがいいのか非常に難しいですが、もし、ここで書かれているすべてのことを適格消費者団体となるためにはクリアしなければいけないということになると、そのハードルは相当高いものだと思います。

とりわけ財政問題の議論が次々回の議論だと思えますが、それが十分背景にない段階で、財政がハードルとして出てくるとすれば、とどまってしまう。やはり議論を尽くしておく必要があるというふうに思われますが、その点はいかがでしょうか。この程度という意味内容も含めて、少しお教えいただけたらと思います。

以上です。

○山本委員長 20ページのイメージ例につき、適格団体になるには、これらの活動をすべて行うことが必要ということかという御質問だと思いますが、事務局の方からお答えをお願いいたします。

○鈴木室長 一応、やはり将来的に目指すべき水準ということで、勿論、例えば情報収集なり情報分析の中ですべてやっていただくのが望ましいと考えております。

ただし、団体ごとに得意分野とか、いろいろ濃淡はあると思いますので、例えば情報収集の中で、3ポツのどれを主体的にやるか。それはいろいろあっていいと思ひまして、むしろうちの団体はこれを中心にやるというのを申請の際に提出していただいて、それを適合性主体、それだけで足りるかとか、それを審査するという形

を念頭に置いておりますけれども、どういう水準、そして選択肢ではだめなのかというのは、勿論この場での御議論だと思っております。

○山本委員長 それでは、更に御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。齋藤委員どうぞ。

○齋藤委員 齋藤です。

まず3ページですが、②のところで、適格消費者団体から除外される必要がある団体として例示されておりますけれども、営利活動や宗教活動、政治活動などで消費者問題とは関係のない分野を目的とする法人や、特定のものの利益擁護などを目的とする法人は、主たる目的のみならず、従たる目的を含めて一切排除される必要があると考えます。これについては、法解釈によって除外するのでなくて、法律上明記すべきだろうと考えております。

13ページですが、③のところの活動実績についてですけれども、「企業恐喝をはじめ」と書いておりますけれども、団体の目的の中で、例えば企業の恐喝や競争事業者による営業妨害、買収、相手方の攻撃、こういうものを実際に排除できるように明記されることが必要だろうと考えます。したがって、こういう条件についても法律上、何らかの形で明記されるのが好ましいと考えます。23ページの最後のところですが「監査等により、事業運営の健全性が担保されていること」というのは大変重要であります。その観点から内部統制システムが整備されている必要がある。また、監査されている内容が正しいかどうかを客観的にチェックされていないといけないというのは、好ましいことだと思います。

なお、厚生労働省で新医療法人に対する公認会計士、財務監査の義務づけというのが検討されておるようですけれども、こういうのも参考になろうかと思えます。

43ページですが、これは以前に1回出たと思うんですが、一番上の①のところに関連して、競争の相手に不当な差止請求を行うといったような弊害が生じないようにすべきであるということは大賛成ですが、そのときに目的と適格要件の審査や事後的担保措置に加えて、濫用防止措置、すなわち、担保提供命令とか裁判官による却下制度等を考慮すべきである。その方が有効に機能すると考えます。

真ん中のところの独立性についてでありますけれども、独立性については、事業者等が役員の大過半数に満たない場合であっても、全体に与える影響力が大きい場合も考えられますので、原則事業者等を役員から完全に排除することが望ましいと考えます。あと、そういう規定をしない場合は、どういう措置をとるかということも次のステップで検討されるべきかと考えております。

以上です。

○山本委員長 ほかに御意見はございますか。

品川委員どうぞ。

○品川委員 既に御指摘が出ていると思っておりますけれども、2つ発言させていただき

ます。1つは、13ページの「(2)活動実績」という欄で、構成員の事業内容ではなく、という記述になっているわけですが、御指摘ございますように団体を構成員として、その構成している団体の活動も含めて活動実績として考えるべきだというのは、種々御意見が出ていますとおりと私も思います。

参考5ということで「自然公園法」公園管理団体の例が出されているわけですが、活動実績について触れているのかとは思いますが、これは構成員の活動について触れている法律でもないように読み取れるのですが、そんなことも含めて構成員の活動を含むということが必要だと思います。

特に14ページに＜イメージ例＞ということで、4つほど活動の目的が書かれていますけれども、この活動の目的すべてを、この団体で直接行っている必要があるのか、これらの活動の一定部分については構成している団体が行っているのかというのは、その団体によって色々あり得るということでもありますので、13ページの②というのは、除外していただく必要があるのではないかと思います。

2つ目は、事業者からの独立性という件でございます。

事業者からの独立性ということの必要性については2点挙げられていて、十分な対応が期待し得ないという点と、それから競合する事業者に対する訴えという点と2つの理由が挙げられていると思います。

後段の競合する事業者に対する不当な訴えというのについて、一定の防御措置、防止措置を施しておくことは必要だと思いますから、そんな点では44ページにあります④なり、あるいは⑤のただし書きにありますような、競合相手に対して差止請求を行うような弊害が生じないような個別措置は別途検討する必要があるのではないかと思います。

ただ、このことをもって事業者全般について、独立性を担保するかということは、この点とはまた違うと思っております。そんな点では43ページにありますように、事業者について営利を目的とする事業者については排除をする必要があるというのは、そのとおりとと思うのですが、それ以外の点については、非営利事業者であれば、そこからの独立性ということで、各種制限を付けるということなく、先ほど申しましたような個別事情については、44ページ④、⑤のような措置がとられれば十分ではないかと思います。

以上です。

○山本委員長 ほかに御意見、御質問はございますか。

升田委員どうぞ。

○升田委員 今回議題になっています適格消費者団体の要件という問題は、もうちょっと細分化しますと、一般的な適格性の問題、訴権行使の公正性の確保の問題、それから具体的な事案との関係での適格性の問題に分かれ得ると思うわけです。

今日お示しの案、いろんなことが書いてあって、一見すると一般的な適格性だけ

の問題のように思われますけれども、その他の要素も含まれていると思うわけですが、基本的には事務局の案に賛成したいと思います。

ところで、今回色々検討しておられる問題というのは、1つはやはり訴権を行使することによって、社会的な善が確保されるというだけではなくて、やはり濫用、あるいは弊害というものが的確に防止されるということが必要であろうと思います。

この場合、濫用、弊害としてどういうものがあるかということ想定しますと、例えば不正な競争がこれによって行われる。あるいは、競争が阻害されるということもありましょうし、不正な利益を得ようとするということもありましょうし、あるいは、不当な加害を行うということもあるわけですし、これはいずれも重要な要素だと思えます。

そのほかに、実は訴訟が提起されるということが非常に軽く見られているわけですが、これは個人にとっても事業者にとっても非常に重要な、あるいは場合によっては深刻な社会的な事実であり、かつ負担になるわけで、訴権が行使されて訴訟が提起されるということ自体を余り軽く考えるというのは賛成できないわけがあります。

そういった観点から見ますと、今回提案されていますのは、これを法律上要件として書く場合の法律上の要件として想定されているのか、あるいは法律上の要件を前提とした具体的な認定の基準としてお考えになっているのか、その辺りがはっきりしないわけでありまして、法律上の要件として、どういうものが規定できるかという点も十分に御考慮いただき、かつ最終的にやはり具体的な認定の妥当性というのが問題になるわけでありまして、そういったところにも御配慮いただきたいと思うわけでありまして。

そういった点から見ますと、幾つかの点についても御検討いただきたいと思うわけでありまして、1つは先ほど申し上げました訴権行使の公正さをどうやって確保するかという観点、どこかにも伺えるところもあるわけですが、抜けているのではないかという気がいたします。それは、どこに関係しますかと言いますと、組織運営についてももう少し詳細な規定、あるいは要件というものを設けた方がいいのではないかという気がするわけでありまして。

やはり、こういった本来的に他人の権利を行使するというような場合、社会的な影響も大きいわけでありまして、そうしますと行使することについてやはり社会的な批判を受け、かつそれに対して適切に説明するということが常識であると思えます。そのためには、色々な制度が考えられるわけでありまして、例えば報告の義務、あるいは説明義務というようなものを課してもいいと思えますし、あるいは場合によっては、公的な検査を受けるということも必要になるわけでありまして。

そのほかに、例えば訴権を行使する、決定をした、そういった手続、あるいは決定に至る情報、そういったものをやはり公開すべきだろうと思えますし、そういっ

た手続がどのように行使されるのかといった手続的な適正さを担保するだけの規定を設けるといふことも重要になるわけではないかと思ひます。

今日議論されています中で、事業者という概念が問題になっているわけでありませうけれども、これは差止の対象が消費者契約法を前提としているとすれば、当然事業者というものは同法上の事業者というのを前提とすべきでありますし、先ほど御指摘にありましたような零細な事業者であっても、やはり弊害として想定される不正な競争、あるいは競争の阻害、不正な利益、不当な加害ということは当然生じるわけでありまして、零細であるから問題にならないということはないわけであります。

更に、過去に事業者であったものの取り扱いについてもどうするかをきちっとしておかなければいけないというふうに思ふわけであります。過去に事業者であつて、現在はその事業者ではないけれども、すぐにまた元の事業者になるというような濫用の仕方も十分考えられるわけありますから、やはりそういった辺りは十分に慎重に検討していただきたいと思ふわけあります。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。ほかに御意見ございますか。

寺田委員どうぞ。

○寺田委員 寺田です。

全体的にこれまで基本的考え方を一応まとめていただいた、その方向性に沿つて必要な項目についてはおおむね網羅されていると思ひますし、そこで事務局の方で示唆していただいた方向性について、おおむね賛同できるわけですが、1点だけ、やはりちょっと数の要件というか、規模のところについて、こういう活動実績とかそういったようなことで事実上、数の要件を満たさなくても補完できるというような方向性が示されているんですけども、やはり団体にとって、そういう会員の構成員の数でありますとか、組織率でありますとか、そういったようなものは、やはりその団体そのものがどういう形で周りから評価されているのかということ計る1つのバロメーターみたいなものだろうと思ひます。それでは何人ならいいのかと聞かれると、これはなかなか非常に難しい、100人でいいのかどうなのか、色々な難しい議論が出てくると思ふので、ここはちょっとなかなか技術的には大変面倒な話だということは、私もよく理解できるんですけども、特に制度の導入時において、制度が導入される以前の活動実績でもって何かを判断しなければいけないという形になると、なかなか判断が難しいような点も出てくると思ひますので、補完的な要件としてでもいいんですけども、何かそういう数の概念というのを導入していただけるような方向で検討をいただけないだろうかというふうに考えております。

以上です。

○山本委員長 ほかに御意見ございますか。

鹿野委員どうぞ。

○鹿野委員 今の御発言と共通する部分もあるのですが、一言意見を申し上げます。実際、この制度を立ち上げて、一定の団体を適格団体と認めるという場合、その審査の手続については次回に具体的に検討するということですが、審査をする際の目安ということを考えて場合には、ある程度何か数値なりの客観的にわかりやすいものがあった方がよいのではないかと考えます。

以前に、私はこの検討委員会の中で、もし実質的なところでかなりの部分が判断できるのであれば、人数要件はそれほど高くしなくていいのではないかと趣旨のことを申し上げました。しかし、具体的に手続を考えてみますと、実質的な要件はどうしても抽象的な表現になってしまうでしょうから、それだけで判断することは、結構困難が伴うのではないかとおられるのです。

そういうことで、やはり団体の構成人数についても、一応の目安として何らかのものを立てておく必要があるのではないかと気がします。

それから、例えば13ページ記載の、相当期間、継続的に行われているという要件についても、例えば、最低1年以上の期間継続して行われているというような形での明確な数値というものを設けるべきではないかと思えます。

人数要件に関連してついでに申し上げますと、42ページのところに外国の例が挙げられているのですが、例えばイギリスで「構成員の規模についての要件なし」とされていて、それでは、要件がないから容易にたくさんの団体が認められるのかというところではなく、むしろ御存じのとおりイギリスでは民間の団体については極めて少ない数しか認められていないという現実もあります。実際のイメージがどのようになるのかは、数値を設けたからといって、それほど明確になるということではないかもしれませんが、実質的かつ抽象的な要件だけではわかりにくい部分を、できるだけ客観的な基準を設けてわかりやすくしていくのも1つではないかと思えます。

以上です。

○山本委員長 ほかに御意見ございますか。

岩佐委員どうぞ。

○岩佐委員 まず、構成員の件ですが、やはり私も最初的时候は人数要件が必要だと思っていたんですが、では何名だったらいいかというような線引きというのはかなり難しいということで考えておまして、やはり今回のような実績とか、あと透明性をもってして団体を認定するという方が、やはり今の現状、前にも御議論があったブティック型の消費者団体の方も含めまして、カバーできるのではないかと思います。

あと「活動実績」についてなんですが、やはり今回の消費者団体訴訟制度というのは、新しい消費者団体の現状とは違う活動プラス、今後の消費者運動の展開とい

う新しいことを考えるということから考えますと、やはり現状とは随分乖離している部分というのがあると思いますので、そういうところから言うと、13ページの②番の当該法人自身の事業内容に基づいて、活動実績の有無を判断するという部分は、今の段階の活動を見て、その団体を認定するという形の方がいいのではないかと思います。

あと、生協の問題が出ていましたけれども、やはり生協の部分について言いますと、3ページの方の団体構成員の相互扶助を目的とする法人であると思います。やはり、情報や何かはあくまでも団体の方たちに提供されている部分に関して、幾ら不特定多数、大人数だといっても、そういうような部分に対しての情報の提示、及びその活動についての内容は、やはり組合員に対してやっていることであり、更に事業の独立性という点から見ましても、小売等をなさっていらっしゃる場所もありますので、そういうところからの事業活動がないという形も言えないと思いますので、そういう意味では今回の団体としての排除の部分は、こちらの3ページの方の書き方でよろしいかと思います。

○山本委員長 ほかに御意見ございますか。

大村委員どうぞ。

○大村委員 事務局の用意していただいたペーパー、大変慎重に論点をほとんどカバーしておりまして、その見方ということに関しては基本的には賛成であります。

今日、お手元の配布資料の3という形で、私と齋藤委員との名前で日本経団連の意見書というのを御配布させていただいていますので、そこの2ページ目と申しますか、カバーリングを外して図のところを見ていただきたいんですが「各論」の(3)の「適格団体のあり方」ということでございます。

ここで、①、②と2つの意見を集約していますが、①は適格団体というのは、行政機関に準ずる程度の公益性と信頼性のある団体に訴権を付与すべきであると。したがって、既存の団体の実状に合わせるべきではないと。本件の訴訟の考え方に沿った要件を設定すべきであると、こういうことであります。

第2が、企業恐喝的、和解金目的の訴訟、競争事業者による悪用等を徹底排除をし得る厳格な要件とすべきということでもあります。これが総論でございますが、その上で、今日も委員の方からの御意見がもう出ておりますけれども、例えば43ページの影響を排除すべき事業者について、非営利については排除すべきではないかという御意見もあったんですが、一方、反対の御意見もありまして、消費者契約法の事業者の定義は、営利、非営利は関係ないわけでございますし、非営利であっても大変広い事業を行っているという、その事業自体を問うているわけでございますので、非営利を全部排除するという考え方というのは、基本的には先ほど申し上げました全体的な考え方からいって、これは反対でございます。

その上で、影響云々という形については、さらに先ほど齋藤委員からありました

けれども、非営利の団体から役員を出しているということについては、過半数というようなことではなく、そういうことであれば一人でも出してもらっては困ると。当然、論理的にはそういうふうに帰結されるわけございまして、その点について意見申し上げます。

それから、団体の構成員数ということで41ページで、これも御意見がありまして、団体の構成員数というよりも行使基盤という組織のことを重要とするという、この考え方に必ずしも反対するものではありませんで、それはそれで結構なんです。これもまた一部の方の御意見がありましたように、団体が訴権を持って、では訴権を背景に企業とお話をしたいと来たときに、当然その団体の会員と申しますか、だれがそれを作っている会社なんだと、当然こちらは調べるわけでありまして、そのときに極論を言うと一人でもいいというようなことはないだろうと。

ここでおっしゃっているのは、団体の構成員ではなくて、団体の構成員のみではなく、という意味ではないかなと。すなわち、補完要件として是非やはり団体の構成員ということも考えていただきたいと。

ただ、その場合に2つあると思うんですけれども、ドイツ型のように、いわゆる泡沫団体的なところは除くという意味で、75人となっていますし、先ほど100人という数字もあったんですが、そういうような発想で考えるのか、それともフランスのように1万人というような形で、団体に対する信頼性をその数字で示すというような意味での構成員なのか、どちらなのかと。基盤を重視するから後者ではなくて前者であるという考えも十分あり得ると思うんですが、その場合でもそれ相応の数字が必要で、構成員を募るのがそんなに大変なのかなというような、このインターネットの時代でございますので、もし趣旨に賛同するのであれば、それなりに構成員を募ることは可能だろうし、また、構成員を募ることもできないような団体では、やはり社会から見た信頼というのが1つ足りないのではないかなということでもありますので、是非最低限補完要件として考えていただきたいと思います。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

大河内委員にこの後御発言いただきますが、消費者契約法上の事業者概念の問題と、43ページの②の非営利事業者を排除するかどうかという問題の関係ですけれども、消費者契約法は民事のルールでありますので、当該行為について法人でない個人事業主、あるいは弁護士さんなどがどう関わるかというところで、当該の具体的な行為において見るわけです。ですから、場合によっては八百屋の個人営業主の人が趣味でパソコンを買うときは、これは消費者として買うわけですし、しかし、経理のために買うときは事業者ということで、ケース・バイ・ケースに判断される。こちらの議論は、法人でない個人事業主について、オールオアナッシングで事業者か否かを決めなければならない。だからちょっとそこに捉え方のずれがある。それ

も踏まえて、では、本制度の設計としてどうするかというのが論点である。そういうことではないかと思しますので、そういう観点で更に御審議を深めていただければと思います。

では、大河内委員どうぞ。

○大河内委員 今の観点では別になんていっていいんですけども、私はこの論点整理を読みまして、具体的な団体のイメージが湧いてこない。やはりすごく机上のものとして適格性が語られているのかなというふうに思いました。

どちらかというところ、イメージとしては行政イメージというか、公共性を考えますと、国民生活センターのようなどころでしたら、ここの適格性がほとんど担保されているのではないかと。消費者団体訴訟制度というよりは、そういうイメージで厳格な適格性が語られていて、その辺にすごく疑問を持ったんですけども、繰り返して申し訳ないんですけども、法人格のところでも消費者団体の実情と合わないと申し上げてきたんですけども、私たちは訴訟のために団体を作ったのではありませんので、今まで経験してきたものは、自らも被害者であったときに訴訟を起こしてきた。そういう成り立ちや歴史からいって、そのような厳密な適格性を問うと手を挙げられる団体というのが一体幾つあるのだろうかというふうに思いました。

この制度の検討というのが、消費者の自立支援とか消費者の権利の擁護というようなことからなされるというふうに思っていました。そして、一人ひとりでは弱い消費者に代わって団体が不当な契約とか不当な事業者に対して、訴訟を起こし、そして市場の公平性を高めようというために作ろうというのですから、大変整合した立派な法律をつくっても、手を挙げる消費者団体がほとんどないという状態では、その実効性が望めないというふうに思います。

以上です。

○山本委員長 ほかに御意見はございますか。

三木委員、どうぞ。

○三木委員 43ページの「(5) 事業者等からの独立性」のところですが、ここで言う事業者等が消費者契約法に言う事業者と必ずしも同じ概念ではないということはあるかと思いますが、それは前提として、営利を目的とする事業者だけを排除すればいいかと言いますと、まず排除の仕方をどうするかというのは色々議論があると思いますけれども、非営利の事業者等であっても一定の方法と限度において、排除することを考えるべきだろうと思います。

例えば、弁護士を取り上げてみますと、弁護士は勿論この制度を運営していく上での重要なプレーヤーであって、弁護士の協力は必要でありますけれども、しかし、他方で弁護士が消費者と利害が相反する場面というのがあってもまた事実であり、事業者としての弁護士であります。その弁護士の報酬体系の不透明さ等を例に挙げ

るのが妥当かどうかわかりませんが、そういう例を考えてみても、弁護士であれば何でもいいのかと。影響の及び方がどうでもいいのかということにはならないのではないかと思います。

また、これもやや矯めにする議論ではありますけれども、他の士業と事業が競合する領域というのもあって、弁護士の影響力の非常に強い消費者団体が、他の士業の活動を制約するような訴訟を起こすということだって、あり得ないわけではありません。

勿論、実際にそういうことが起きるかどうかということ、その可能性が高いという意味ではありませんけれども、制度の外から見た姿として、そういったおそれが排除されていないような制度を仕組むのはいかななものかということで、影響力の排除という点では非営利の団体や、あるいは個人の事業者も含めて何らかのことは考える必要がある。

ただ、勿論その場合に、完全に役員等から外すのか、過半数なのか、あるいはほかの仕組みがいいのかと。それは色々な考え方が検討されるべきだろうと思います。

もう一点、数値要件を課すべきかどうかというのが幾つかのところで議論されております。これは、なかなか決め手がなくて、確としたことが言いにくい問題ですが、私の個人的なイメージとしましては、団体の規模の方の人数要件については、場合によっては人数という形ではなくて、事務局のお作りになった原案で考えておられるような方法でいいのではないかという気がします。

なぜならば、人数要件の方は100にするにせよ、数百にするにせよ、課された数字を形の上でクリアーするのはかなり容易なことであって、それを取り繕うことができるといふようなところで、どれほど意味があるのかという気がしないでもないからです。

他方で、13ページに書かれている「(2)活動実績」の方ですが、これは法律として作る場合には、数字で置くのがいいのか、あるいは相当期間というような言い方がいいのかという、立法技術上の問題はあろうかと思いますが、仮に法律として数字を置かなくても、こちらの方は一般の人が、相当期間というのは大体どのぐらいかというイメージが沸くような、それがガイドラインなのかどうかちょっとわかりませんが、そういったものは必要ではないかと思います。

ちなみに、私自身は定見があるわけではありませんが、16ページに「自然公園法施行規則」などで、ここでも規則自体は抽象的な表現で、局長通知として3年程度というようなことがなされていますけれども、活動実績というからには3年とかその程度のイメージで、半年、1年というのはいかななものかというイメージは持っております。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。ほかに御意見はございますか。

升田委員どうぞ。

○升田委員 今の「事業者等からの独立性」の点なんですが、先ほど今回の問題を分類した中で、一般的な適格性と具体的な事案との関係での適格性の問題があり得るという話をしたんですけれども、実は、この独立性も両者について問題になるわけでありまして、例えば、役員なり、あるいは団体の構成員に相当数相手方、つまり被告となる事業者と同業、あるいは競争関係にあるという場合を想定してみますと、一般的な適格性で、例えば2分の1以下を下回るとか、2分の1以下であればいいというような要件があったとしても、個々の事案、つまりその訴訟を提起するに当たって、やはり競争阻害、あるいは不正な競争というようなことは相当考えられるわけでありまして、また、日本の社会に複数の適格消費者団体が誕生するわけでしょうけれども、その中であってなぜその消費者団体が、その事業者に対して訴訟を提起しなければいけないのかということも、やはり当然に議論されるべきであって、そういった訴訟は当然に控えるべきと考えるわけです。

そうしますと、一般的な独立性の要件も非常に重要だとは思いますが、個々の事案との関係で、やはりそういった利害関係、あるいは利益相反、あるいは弊害が考えられる場合についても配慮して、やはりその辺りの手当をすべきではないかという気がいたします。

○山本委員長 どうもありがとうございました。ほかに御意見ございますか。

長野委員どうぞ。

○長野委員 先ほどから出ております「(5)事業者等からの独立性」の点ですけれども、これについて再度意見を申し上げたいと思います。

先ほど、山本委員長がおっしゃられたように、消費者契約法上の事業者かどうかというのは、これは行為の場面によって当然違うわけです。

一方では、特に個人事業者を念頭に置きますと、個人事業者の場合は営利というのがあるかどうかは不確かですけれども、その場合に一方で、ある場面では事業者であり、ある場面では消費者であると。そういった人は世の中にたくさんいるわけですけれども、例えば役員からの排除というようなものを想定しましたときに、そうした一面消費者である者について一般的に役員からすべて外す、ないしはその役員の過半数、過半数という要件になるとすれば、またちょっと別かもしれませんけれども、一般的に役員から外すというようなやり方というのは、そういった消費者問題に関わりたいという人たちのパワーを消費者団体に結集する機会を不当に排除してしまうのではないかというふうに考えております。ですから、そういったやり方は妥当ではないのではないかというふうに考えております。

ただ、むしろ先ほど申し上げたように、個別事案においてそういった利害相反するような場合については、当然議決権行使の停止であるとか、その問題については関わらないというような手当が必要かとは思いますが、一般的にそれをすべ

て外してしまうというのは、妥当ではないし現実的でもないのではないかというふうに思います。

以上です。

○山本委員長 ほかに御意見ございますか。

坂東委員どうぞ。

○坂東委員 私も長野委員に同感です。今回の消費者団体訴訟制度というのは、恐らく消費者団体運動にとって、新しい広がりを持たせようという観点も重要だろうと思います。むしろ、専門家の方々が消費者運動の中に入っていただいて、具体的な関与をいただくと。そのことが場合によって、訴訟の公正さというもの、あるいはその判断を適切にしていくということに関わりを持って消費者運動が行われていくということではなかったかなという気がします。

そうだとしますと、それらの専門家が、むしろ積極的に関与できる仕組みを考える方が要件論としては妥当であって、排除の方が先にありきという議論では、私はないと思います。

○山本委員長 更に御意見を頂戴したいと思います。

御船委員どうぞ。

○御船委員 先ほど13ページで問題になりました相当期間ということで、半年とか1年とか、3年とかというお話があったんですが、団体が一定の事業をして、そしてそれを判断して、更によくしていくというようなサイクルを考えますと、2年以上は必要ではないかというふうに思います。計画をして、そして実行して、そして判断をしていくということであると2年というふうに思うんですが、それが長いという御意見もあるかと思いますが、サイクルとしては2年以上は必要ではないかというふうに感想としては思います。

それから、先ほどから数をどうするかというお話があるんですけども、やはり数よりも内容、実績というようなことがありますので、100人とか1万人とかという、色々な言い方、あるいはそれを整備していくというようなことが容易だとすれば、余りそれにこだわる必要はなくて、それは必ずしも厳格な意味で運用していくということには当たらないのではないかと。数は余り必要ではないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○山本委員長 ほかに御意見はございますか。

三木委員どうぞ。

○三木委員 ちょっと一言つけ加えたいと思いますが、特定の事業者等からの影響という問題ですが、これは2つの場面を分けて考える必要があるのではないかと思います。

2つというのは、団体の適格要件としての影響排除という問題と、それから実際

に消費者団体訴訟が起こされたときに、それが特定の団体の影響を受けた訴訟であるかどうかという問題です。

後者の方の場合は、これは前回もちょっと議論が出たんですけども、これは考え方がいろいろあるかと思いますが、特定の団体の影響を受けて、言わば私利のためにこの訴訟が起こされた場合、それはその訴訟要件か実態要件かは別として、訴訟としては排除されるんだろうと思います。

私自身は、実体の要件の問題と個人的には考えておまして、つまり消費者全体のための訴権行使ではないということで、基になる権利自体が裁判所から認定されない。つまり棄却になるということではないかと思っています。

他方、それと違って今問題にしている団体の認定のための適格要件というのは、一般的に抽象的な話でして個別のお話ではないと。

この場合には、公正さそのものということもさることながら、公正さの外観ということが大事なんだろうと思います。公正さの外観を確保できるような仕組みにするということと考えますと、実際にはおかしなことをしそうでないような人であっても、おかしなことをしそうでないような事業者にしても実際にはやるかもしれない。それはわからないわけですから、外観としては一定の限度と手段において排除しておく必要があると。

勿論、仕組みとして、私は例えば役員会は全面的に外すというのがいいとは思っていませんが、過半数がいいのか3分の1を超えたらいかぬとか、3分の1とか2とかという話なのか、それはわかりませんが、一定限度で制限をすとか、あと、役員構成以外の仕組みというのも考えられるとは思いますが、何らかの形で特定の事業者なり事業者団体が完全に支配していると。それが仮に公益的な団体であったとしても、そういうものは認めるべきではないというふうに思います。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございます。

三木委員をはじめ、多くの委員から御指摘のありますように、この問題は主としては入り口の適格性認定の話をしている。個別の問題は次回また濫用防止とか、そういう辺りを議論しますので、そちらで更に御審議いただく。そういう仕分けかなというふうに一応は理解されるのではないかと思います。更に御意見をいただければと思います。

鹿野委員どうぞ。

○鹿野委員 先ほどから43ページの独立性について、色々御議論があるのですが、結論的に私自身は、たった今、三木委員がおっしゃったことに基本的には賛成です。確かに、例えば弁護士等の専門家が積極的に関与していくことが必要だということも大いに考えられます。しかし、一方で、ここに掲げられているように非営利といっても色々な事業者等が考えられるわけで、それが例えばNPO法人や

公益法人であったとしても、構成が余りにも偏るということになっては、どうもまずいのではないかとと思うのです。したがって、事業者等を役員から一切排除するというやり方は適当でないと思いますけれども、一定の割合を区切り、一定の制限をして偏りを防ぐということは必要なのではないかと思います。

あと一点、先ほど申し忘れていたところですが、これも複数の委員の方から御意見があったように、13ページの②のところで、下部団体が集まって上部団体が結成されたような場合において、その上部団体の適格性を判断する場合に、下部団体の活動を見ることが不可能なような仕組みはまずいのではないかと思いますので、その点を申し添えておきたいと思います。

以上です。

○山本委員長 ほかに御意見はございますか。

升田委員どうぞ。

○升田委員 非常に細かいことなんですけれども、今、13ページを見ながら、ふと気になったんですが、③のイ.のところで「企業恐喝をはじめ不当な目的を有した団体等ではないこと」と書いてあるんですけれども、世の中でそんな目的を持っている団体というのはいないわけです。

少なくとも、そういうことは目的になっていないわけで、多分活動の実績があるとか、あるいはそういう動機をどこかに有しているとか、多分そんな表現でないと、これでは何も排除されていないことになるのではないかと思います。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

坂東委員どうぞ。

○坂東委員 中身の議論ではないので、むしろお聞かせいただければと思うんですが、今回の議論の中で、参考資料に挙げられている様々な法律規定がございます。

その中で特にたくさん出てくるのが、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律です。そこでは犯罪被害者と援助団体ということの認定のモデルが、あたかもこれの前提となるかのごとく記載されていることが、やや気になっております。

と申しますのは、私もまだ十分勉強不足で、どこまで正確な理解ができているかは自信がありませんが、この団体は恐らく、活動に対する資金的な援助や、あるいは認定に関する基準も含めて、どうも消費者団体訴訟と同一に資料として並べていいのかについては、議論があり得るのではないかと思います。

ですので、ここにこういう規定があるよと、参考ですから規定があるよという範囲では結構なのかもしれませんが、その部分をどうお考えなのかを少しお聞かせいただけたら大変ありがたいなと思います。

○山本委員長 これは、まさしく参考だと思われそうですが、事務局からコメントいただけますか。

○鈴木室長 まさしく参考なんですけれども、犯罪被害者等給付金の法律に限らず、

例えば 25 ページに、まさに犯罪被害者の法律を載せてございますが、いわゆる政府の指定するような、政府代行機関的な指定という形で色々規定しているんですけども、今日御議論いただいているようなものは、犯罪被害者に限らず、一般的には今日色々参考で付けているような要件で規定されているケースが多いと。

更に、45 ページの先ほど御紹介しましたけれども、参考 12 で住宅の品質確保の促進等に関する法律。最近では、政府代行的な機関から公正中立な第三者機関への移行、民間活力の導入ということで、民間企業をどんどん入れようという方向になっていまして、その場合は、まさにすばっとした数字的なもので、かつ簡素なもので、つまり民間事業者をどんどん入れていいようなものは、ここに掲げてございますように、例えば 1 号でも評価員という、ある意味専門的な人なんですけれども、専門スタッフが何人以上と。

そして、2 号にございますように、まさにこちらもすばっと割合で役職員の 2 分の 1 以下とか、大抵法律のパターンとしましては、公益性の強いものについては犯罪被害者で紹介したような規定ぶりが多いございまして、その一方で、どんどん民間事業者についても最低限のところだけ押さえて参入させるというものでは、今、45 ページで紹介しているような登録基準みたいなものというのが、大抵大別すると 2 つあるということで、決して犯罪被害者だけこういうのを挙げたわけではございませんで、一応、訴訟ということになるべく近いものを書いた方がいいかなということで、あくまで例として掲げさせていただいております。

○坂東委員 結構ですが 1 点だけ。勿論そうなんだろうと思いますが、やはりこれが一番多くあげられているのも事実です。だとすると、そうした団体にどれだけの資金援助がなされていて、どういう仕組みで認定がなされてということは押さえた上で御提示いただいているんだと理解をしていますということだけは申し上げさせていただきます。

○山本委員長 更に御意見はございますか。どうぞ。

○服部消費者企画課長 13 ページの「(2) 活動実績」の②のところ、色々御意見をいただいているところなんですけれども、やはり消費者利益代表性というのを確認するというのは、ある意味で消費者から見ても自分たちの代表なんだと、こういった確認ができると、そういう機会があるというのは非常に重要ではないのかなと。

そうしますと、消費者の方から見て、上部団体のところが全く活動実績というのが見えてこないというものも、私個人的にもいち市民としてなかなかぴんとこないところもありまして、御意見としていただいておりますのは、全く活動をしていないということでよいということでもないというふうに私は理解させていただいたんですが、そういう理解でもよろしいでしょうか。

○山本委員長 これは、むしろ委員の方に対する御質問というか、更に御発言を敷衍していただきたいということだと思います。どなたでも結構です。

長野委員どうぞ。

○長野委員 当然活動していなくていいということではないというふうに思いますし、既存の団体が結集して集まったときに、新しく出ている当該団体について、相当期間の活動期間を求めるとすると、そこから1年なり2年なり期間を設定したら、その期間は独自に訴権なしの活動をずっとやっていかなければいけないというようなことが起きますけれども、それはそれでいいのかということなんです。

もう既に構成団体がそれなりの活動をずっとやってきていたということであれば、それを評価した上で、新しくつくった新団体についての訴権行使の活動実績を判断すればいいのではないかという趣旨です。

ですから、新しい団体をつくるような動きは当然出てきていますから、そのときに作ったはいいけれども2年間ではできませんとか、1年間ではできませんとかいうようなことというのは妥当なのかなということなんです。

○山本委員長 よろしいでしょうか。品川委員どうぞ。

○品川委員 今の13ページの件については、私も同じように思います。

それから、たくさん御意見が出ておまして、私も繰り返しになるようですので控えようかと思えますけれども、時間もありますので、もう一回発言します。

43ページの「(5) 事業者等からの独立性」の部分の整理です。

先ほども私が申しましたように、競合する事業者に対する不当な訴えというふうな個別の事例については、それに対する対策を立てればいいのではないかというのが1つ。

もう一つ、43ページの書きぶり等で、真ん中辺に「(影響を排除すべき『事業者等』について)」という下りがありまして、まず、営利を目的とする事業者は排除する必要があるのではないかと。これは私も同感です。

次に、括弧を除くと、非営利の事業者等からの影響も排除すべきと考えるべきか否かという論立てになっているわけです。

これは、もし、こういう論立てをするのであれば、非営利事業者等一般からの影響も排除すべきかどうかということよりも、特定の非営利の事業者等からの影響も排除すべきと考えるかどうか、非営利事業者一般ではなくて、特に非営利事業者の中でも特定の非営利業者については排除すべきかどうかということを考える必要があるのではないかという論立てが必要なのではないかというふうに私としては思います。

特に、この団体そのものの要件として営利事業を行うことは、適格要件にそぐわないということが、まず大前提になっているわけですね。

逆にいうと、団体そのものが非営利事業を行う場合は、ある程度許容される範囲があり得る、それ以外の項で、この団体の目的なり何なりから事業の種類によっては除外されることがあり得るわけですが、団体本体が非営利事業全体を行っ

てはならないというふうにはなっていないわけですね。

ところが、43 ページの先ほど申し述べましたような記述のところで言いますと、非営利事業全般が影響排除すべき事業者等の中にも、まず含まれてしまっていて論議されるというのは、論理的にも整合性が取れないのではないかと感じておりました。論議としてはそういう整理が必要なのではないかと思います。

整理の仕方としては、そういうことが必要だと思いますけれども、私自身の意見としましては、そういう点では、営利事業からの影響が排除される、独立性が担保されていれば、そのことをもって適格要件として認めていいのではないかというふうに考えることは、先ほど申したとおりでございます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

では、上原委員お願いします。

○上原委員 若干戻るかもしれませんが、先ほど坂東委員からの御質問がありまして、事務局の方で答えられた犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律とか、その他参考になる法律の規定がどう位置づけられるのかということがありまして、事務局からの御説明では、いわゆる政府に代行してもらう民間の団体に政府の本来やっていた仕事を代行してもらおうという、そのような位置づけでの法律を並べてあるんだという説明があったわけですが、それについて考えますと、結局、問題はこういうものをどの程度参考にして、どの程度似たような要件にするかというのは、やはり基本的には団体訴権というものをどう位置づけるかということに関わっているんだと思います。

そのどれにならったらいいかについて定見を持っているわけではありませんが、先ほど大村委員が紹介された経団連の意見では、適格団体の在り方として、行政機関に準ずる程度の公益性と信頼性のある団体ということを強調されております。結局は準ずるといふのをどのように考えるかということで、団体訴権というものの位置づけに関わる重要な問題だと思います。

これは、具体的な要件をどう考えるかということで、もう少し議論しなければ何とも言えないと思うんですが、そういう問題点が重要であるという認識を持っております。

○山本委員長 適格消費者団体を政府代行型の団体と位置づけるかは、根幹的な問題だと思われませんが、更に御意見をいただきたいと思えます。

○高橋委員 適格性の判断主体の議論が後になっておりますので、今の問題提起の部分というの、なかなかここで議論をしにくいというふうには感じております。

ただ、私としましては、適格要件の中での数値要件、人数であるとか、相当期間であるとかというのは決め手がないわけですから、今のところは事務局案を支持しまして、やはり実態で判断主体がどうなるかというところで詰めの議論があるんだ

ろうなというふうに期待したいと思っております。

しかしながら、本日、経団連さんの方から提出されました適格団体の在り方の、まず①のところなんです、行政機関に準ずる程度の公益性と信頼性のある団体というものを消費者団体に求めるということ自体が、消費者団体の訴訟制度の根幹に関わる問題だというふうに思いまして、私は、やはり今後、消費者力が非常に重要で、消費者団体が未来に向けて活発に活動していくことで、市場の健全性が保たれるというふうに思われますので、公益性なり準行政機関のようなものということは、前提にすべきではないというふうに思っております。

それから、同じく経団連さんのペーパーの2番目の企業恐喝的、和解目的的な訴訟、競争事業者による悪用等を徹底排除し得る厳格な要件とすべきというふうにお書きなんです、これはまさに事業者団体の問題ではないかと私は思いまして、このような不正な訴訟に屈するような団体というのを中にお抱えかという、多分そうではないと思いますので、わざわざこういう要件を掲げる必要はないのではないかとこのように思います。

以上です。

○山本委員長 大村委員どうぞ。

○大村委員 先ほどは、なるべく簡略にということで、結論だけを書いたんですけども、この文章はまさに公益性と信頼性のある団体と、こういう点を申し上げている次第でございまして、今後、消費者団体、この適格団体が消費者全体の利益のために訴権を与えられて事業者を訴えるというような、ある意味では特権を得るわけでございますので、その場合に、そういう権利をもらう適格消費者団体というのは、既存の実情云々ではなくて、ゼロから考えて、社会から信頼されると、それに値するんだと、こういう視点を全面に押し出していきたいと、こういう意味であります。

権利を与えるからには、権利や義務、責任ということが不可欠、当然のこととございまして、これは次回のテーマでありますので、今日はあえて申し上げませんが、情報開示とか、外部からのチェック、こういうことも当然不可欠になるであろうし、それから抜け道というのは徹底的に防ぐと、こういうことであります。

先ほど、事業者が色々と不祥事が云々という話があって、それはそのとおりなんです、一方、不祥事というのは、例えば100社のうち1社、例えば99%が問題なくても、1社が問題を起こせば、これは徹底的に企業全体に対しての規制というのは強化され、そして市場から当該不祥事を起こした会社は市場の評価によって株価が下落すれば、あっという間に何百億、何千億という企業価値が喪失すると、こういう形の制裁が加えられているわけです。

このような考え方から申し上げまして、初めて消費者団体にこういう特権が与えられると。一方、その消費者団体に対しては、今おっしゃいましたように、従来は

そういう制度、訴権というのは想定していなかったわけでございますので、想定したからには、これは基本的に行政機関の準ずるという意味であって、行政機関の権限を与えるとやっているわけではないのであって、公益性と信頼性というのが市民の目から見て、消費者の目から見て必要だろうと、そういう意味でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

長野委員どうぞ。

○長野委員 先ほどの点に戻りますけれども、影響を排除すべき事業者等についての非営利の事業者等のことですが、これについては、先ほども申し上げましたけれども、再度考えますと、現在、訴権団体を目指して、色々な団体の結合があるわけですが、ここでいう事業者等を消費者契約法上の事業者ということになりますと、団体すべて、いわゆる消費者団体もすべて入ってしまう。

消費者団体が構成団体になって新しく団体をつくったというときには、そこから役員が出せないということになるのは極めて非現実的で、およそ事業者からの影響を排除すべきという意図自体は、確かにわからないではないですが、制度自体が回っていかないようなことになってしまう。そういう不都合はあってはならないだろうというふうに私自身思います。

ですから、そのところについては、もし独立性を求めるとしても、適切なところで線を引いていただきたいというふうに思っております。

もう一点、先ほど大村委員のおっしゃった、公益性、信頼性をどう確保していくかということですが、もともとこの制度自体は、民間の消費者団体にこういった活動を担わせて、消費者行政が今まで担った分についても消費者団体に任せようという発想があって、それによって活性化していこうと、公正さを確保していこうというのが1つの意図であったらと思います。

そこで言う消費者団体の公益性、信頼性というのは、当然、先ほど三木先生がおっしゃった、公正らしさというのも重要かと思いますが、やはり消費者団体が、真に消費者のための活動をやっているかどうかというのは、それはやはり消費者団体が行っている活動を事後的に評価して結局どうであったかと、それが国民、市民がどういうふうに評価するかということであろうかと思いますが、余り事業者からの独立性とか、ここで言う適格団体の要件を絞る余り、むしろ制度自体が回っていかないような厳格な要件にするのはどうかというふうに私自身は思います。

以上です。

○山本委員長 委員の皆様から、特に御意見が出ていないので、私から発言するのはどうかと思われませんが、前回の適格要件の議論をするときに、大変たくさん御意見が出ました特定分野に限って活動する法人の取り扱い、これが3ページに記述されてございます。すなわち、特定の分野に限って活動する法人は、その分野についての訴権を与えるのか、ドイツなどでは、考え方としてはそういう考え方を取って

いるようですが、そういうことなのか、それとも全般にわたり訴権を認めてよいというのか、それともそこは余り突き詰めるのではなく、デパート型といっても、何でもござれという団体は恐らくないわけで、恐らく得意分野とそうではない分野はあるわけで、そうであれば、それは程度問題であって、運用で対処する。とにかく特定分野に限って活動する法人を、訴権団体としておよそ排除するものではないということだけをここで確認しているのか、ここがあいまいですと、非常に議論のあったところですので、必ず後で受け止め方が違って問題になり得ると思いますので、ちょっと事務局の方から御説明をいただけますでしょうか。

○鈴木室長 特定の分野だから排除するものではないという趣旨でして、その他、例えばまさに消費者全体、不特定多数の利益のために活動しているかというのは、きっちり見るという趣旨です。

○山本委員長 ということだそうです。よろしいですか。ほかに御意見はございますでしょうか。

三木委員どうぞ。

○三木委員 今の点は、訴権としては確かにこの分野の訴えしか起こせないというような訴権を与えるというのは、なかなか制度的に難しいし、妥当かどうかもわからないということで、訴権を与えられれば、分野を問わず、抽象的には訴えを起こせるようになるんだらうと思いますが、滅多にないことだと思いますけれども、ある特定の分野の活動しかしない団体が突如として関係ないと起こせば、それは訴権の濫用とかの認定ファクターの1つにはなるんだと、そういう扱いではないかと思えます。

○山本委員長 ほかにございますか。

高橋委員どうぞ。

○高橋委員 今の部分をちょっと確認させていただきたいんですけれども、そうしますと、特定の分野に限って活動する法人であっても、全く関係ないというようなことではなくて関連づいていれば、訴権団体として適格性を判定されるというふうに判断してよろしいでしょうか。ちょっと事務局の方に。

○山本委員長 三木委員の御意見は、一部だけを認めるというのではなく、全部につき訴権を与える。ただし、関係ない場合については、訴訟の場面で濫用として判断されるというものでした。

しかし、それは三木委員の御意見なので、資料の文章の趣旨はどうかということにつき再度高橋委員からの御質問ですので、恐縮ですが、もう少しお願いします。

○鈴木室長 三木委員のような考え方と、あるいはそもそも申請してもらう段階で、訴権行使の範囲ですか、自分はこういう分野でというのを出示してもらうというパターンもあると思っていて、要は事業範囲といいますか、対象範囲を書いていたかどうかというパターンもあるのかなと考えておりますが、いずれにしても先ほどの繰

り返しになりますけれども、特定のやろうとしている分野に限っては、ほかの要件がきちんと収まっていれば、排除されないという趣旨でございます。

○山本委員長 よろしいですか。三木委員どうぞ。

○三木委員 ちょっと補足ですけれども、先ほど申し上げたのは、一たび訴権団体として認定されれば、そうだという趣旨であって、認定される段階では、今、事務局がおっしゃったように、制度の仕組み方として特定の分野だけの訴権を行使する団体というのを団体自身が望んだ場合に、それが認められる仕組みにするのかどうかとか、あるいは認定の段階で余りにも狭い分野しか扱っていない団体には、この制度になじまないということで訴権を認定しないということになるのか、そういうことはあり得ると思います。

○山本委員長 御意見は、ほかによろしいでしょうか。

川本委員どうぞ。

○川本委員 もう時間もないようではございますけれども、何も発言していないので、1つだけ20ページのイメージ図ということで、先ほども説明がありましたけれども、これは今後のいろんな活動を考える上で、非常にイメージとして大切ななと思って見ていました。これからはITの時代なので、電話だけではなくて、メールの相談とか、いろんなことが出てくるんでしょうけれども、今後そういう認定された、あるいは申請した団体が、一遍にここに書いてあることを全部できるのかどうかというのがありますし、法律に具体的にどこまで書くかという問題と認定に際してどこまで考えるかというのは、必要な活動をどこまで考えるかという関連で非常に重要ななと思っていましたけれども、また、次の機会にでも発言させていただきたいと思えます。

○山本委員長 よろしゅうございますか、ほかに特にございませんでしょうか。

高橋委員どうぞ。

○高橋委員 先ほどの特定の分野に限っての御質問というか、要望です。これからの消費者問題では、ある特定の分野で緊急性が高くて、しかし、かなり専門性を持っていないと、事前交渉なり、訴権行使ができないケースが出てくるのではないかというふうに私は思っているんです。

ですから、そこがそれしかできない代わりに、その要件のところ、人数要件とか何か、もし数値で示される場合には、緩和措置が取られるというふうなことが、私はあった方がいいというふうに思うのです。それは難しいと服部課長が言っておられますけれども、その特定の範囲内ということに関しての議論を一度深めていただきたいと思います。それは難しいのでしょうか。

○鈴木室長 それは、まさに全国規模で活動する団体なのか、県域で活動するのか、そしておっしゃったように、特定分野で活動するのかということに応じて、まさに訴権行使基盤ですとか、そういうのをチェックすることになるので、おのずとこうや

りたいという事業の内容に応じて行政庁も審査するということにはなると思っております。

○山本委員長 ほかに御意見がございませんようでしたら、今日は時間が少しだけ残りましたが、消費者団体の要件につきまして、種々の御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

次回のテーマと関係する御意見も多かったと思いますが、委員の皆様の御意見を踏まえまして、今後のとりまとめにつなげていくこととしたいと思います。

最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

○鈴木室長 次回の委員会は、3月31日に午後2時から4時まで、この会議室において開催いたします。今回は、適格要件の適合性の判断主体の問題ですとか、事後的担保措置、訴訟手続等について御議論いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山本委員長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。